

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
第5回再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会

日時 平成27年11月26日（木） 9：30～11：23

場所 経済産業省本館地下2階講堂

1. 開会

○山地委員長

それでは、定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会のもとに設けられております再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会、第5回目の会合を始めたいと思います。

本日もご多用中のところご出席いただき、ありがとうございます。

まずは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○松山新エネルギー対策課長

おはようございます。お手元の資料でございますけれども、本日は、資料1、資料2と2種類の資料を準備してございます。議事次第、委員名簿、座席表もあわせてクリップ止めしてございます。また、これにあわせまして、本日ご欠席でございます荻本委員のほうから意見書が提出されてございますので、これも添付させていただきます。加えて、前回の会合の中で、研究開発・規制改革については十分ご議論をいただく時間がございましたので、本日、あわせてご意見を頂戴したいと思っております。これも参考まで、前回の資料を配付させていただいております。

○山地委員長

資料はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、プレスの皆様の撮影はここまでということでございますので、よろしくお願いたします。傍聴は可能ですから、引き続き傍聴される方はご着席いただきたいと思います。

2. 議事

(1) 制度改革に向けた論点

○山地委員長

それでは、早速議事に入りたいと思います。今日は、議題として、制度改革に向けた論点についてでございます。事務局から資料1と資料2を説明いただいて、その後ディスカッションとい

たします。

それから、先ほど参考につけていたと言いましたが、前回の会合で研究開発、規制改革についてのディスカッションの時間、十分確保できませんでしたので、これについては資料説明の後の討議の時間にご発言いただいで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料1、2の説明をお願いいたします。

○松山新エネルギー対策課長

それでは、説明させていただきます。

本日は資料1と資料2という2つの資料をご準備してございます。これまで第1回から第4回まで、4回にわたりましてご議論を頂戴いたしました。第2回はFITの手続の流れの話、第3回で買い取り価格の決定方式及びコスト負担の話、そして前回第4回が電力システムの制約の問題及び事業環境整備の話でございます。多岐にわたる論点につきまして、この委員会の中でさまざまなご議論を頂戴したわけでもございまして、これをもう一度、制度の見直しという観点で項目を整理し直し、議論の方向性について、ご指摘いただいた点も含めましてまとめたものが資料1でございます。その中で、もう少しこの辺は詰めたほうがいい、深掘った検討が必要だとかご指摘いただきました点を中心に、幾つか検討事項としましてまとめたものが資料2でございます。これと両方行ったり来たりしながらご説明してまいりたいと思います。

資料1のほう、柱書のところで最初10行ぐらい書いてございますが、現在のこのFITの目的といたしまして、長期固定価格の買い取りによる予測可能性とともに、市場拡大に伴うコスト削減を進め、これによって市場を創出するとともに、中長期的に電源を自立化させていくという基本的なFITの目的意識、意義ということ、この会議でも最初にご議論いただいたと思います。その上で、現状の課題認識といたしまして、ミックスを実現していかなければならない。22～24%という目標に向けて、FITというものが重要な意義を持ち続けることであるということの確認の上で、太陽光が特に急速に進んでいる中での電源ごとの大きな差異がある、これについて対応が必要だという話、そして一方で、国民負担の増大ということをいかに対処していくべきかという、こういった課題認識も共有されたかと認識してございます。

この2パラグラフ目の後段のところに書いてございますが、こういった中で、太陽光については自立化ということに軸足を置きながら、コスト効率的な導入を進めていく制度とする必要性について。そして、導入がまだ進んでいない、特にリードタイムが長いような風力、地熱、小水力、さらに言うとバイオマスといった電源につきましては、導入拡大をさらに進めていくための制度のあり方、改革が必要だというようなご議論であったかと思っております。

システム改革の成果の反映、研究開発、規制改革といった事業関係を含めまして、さまざまあ

った論点を（１）から（６）まで大きな柱立てに整理し直してみました。大きくくりでいいますと、（１）、（２）のところがいわゆるF I T制度、認定制度に伴う仕組みに関する論点を整理したもの、（３）と（４）のところは、電源をどう伸ばしていくか、そのときのコスト負担というのをどう考えていくべきかということ、そして、（５）のところは、電力系統にまつわるさまざまな課題、制約をいかに取り組んでいくかということ、そして、（６）はその他という全体の構成でございます。

（１）と（２）のところを整理し直しましたので、ご説明申し上げます。これまで認定制度というものが、事業の成立ということについて十分な確認のないまま認定するということになってしまっていてやしないか。むしろ、事業としての適切な実施、確実な遂行ということが重要なのではないか。裏を返して申し上げますと、大量に未稼働案件が存在するということは、低コストでやる気のあるコスト効率的な事業者の方々の参入というのを阻んでしまうおそれがあるわけでございます。そういう意味で、この認定そのものを見直していくべきだというご議論は、委員の先生方からもご指摘いただいたところかと思っております。

そういう意味で、（１）の最初のポツで書きましたように、新しいF I T認定は、事業としての確実性といえますか、担保ができていくかどうかという意味で、系統への接続契約の締結等を要件化したようなものに変えていくべきではないのかという話。

さらに、（２）のほうに先に飛んでまいりますと、実際に事業が始まった後に発電事業者が確実に、かつ適切な形で事業実施をしていっていただく。これは最初始まるころから保守・点検、最後の廃棄のところに至るまでの一連のプロセス、事業の実施計画とその遵守についての規律というのを確保していくことが必要です。その際には、この委員会でも多くの先生方ご指摘いただきましたけれども、適切な土地利用のあり方ですとか、設備の安全性の確保ですとか、こういった他法令に関する遵守というのも重要な側面であるということ、また、地域の方々との共生という観点からも、適切な情報の公開・開示ということが重要であるということ、こういったことをこの認定プロセス及びその後の実施管理のプロセスにおいて確保・担保していくことが重要だという議論であったかと認識してございます。

これにまつわる話としまして、論点１と論点２としまして、資料２の最初の２つの紙をごらんいただけますでしょうか。絵にしてまとめて整理し直したものが論点１でございます。これについても、後ほど先生方からご意見頂戴したいと思います。２ページの新認定制度のあり方としましては、事業の確実性、合理性等の適切性の確保ということを認定制度の前提としていくということとともに、その後の遵守事項を設定するということでございます。

上の四角囲いの２つ目のところに書いてございますように、確実な事業実施の開始、これは系

統接続の確保ということもその一つの重要な要素に入ってくるわけですが、そういう事業の確度の問題。そして、その下に幾つか書いてございますけれども、事業計画の妥当性、確実性、すなわち適切な保守・管理ですとか、事業の適切性、さらにはその前提となるさまざまな法令の遵守、これは土地利用とか設備安全性ということが込みでございますけれども、こういったことを右下の箱に書いてございますような遵守事項ということで、法律上の位置づけを持たせ、担保措置を設けていくということにしてはどうかということが、この具体的な案でございます。

この認定制度の見直しについての論点なんでございますけれども、その際に、もう1枚めくっていただきまして、論点の2といたしまして、新制度へ移行した場合に、従来この新制度が実施されるまでの間に現行制度下で設備認定を得た方々の案件についての取り扱いをどうするかという経過措置といえますか、従前の制度下の案件についての取り扱いということが一つの論点になるわけでございます。今回お示ししました案は、ここの1ポツで書いてございますように、制度へ移行したタイミングで既に発電事業を実施している案件、もしくは新制度のもとで認定の要件を満たす案件、すなわち接続契約が締結されている、もしくは一定の事業計画がちゃんとできているといったものについては、現行制度の認定のステータス、これは全て一からやり直しという考え方も一方ではあるわけですが、既にここまで進めてこられていらっしゃる方々の事業に関する予測可能性ということを考えますと、そういう案件については、買取価格を含めまして、接続契約の枠ということも含めまして、現行の制度認定の中でのステータスを生かすというバランスをとることがいいのではないかと案でございます。

2、3と書きましたところは、その際に一つの重要な要素になってまいりますのが系統の接続の問題でございまして、少なからぬ案件が、土地のトラブル、資金の確保、そして系統接続といったあたりでなかなか事業、運転開始をしていかないという問題に直面するわけございまして、その系統接続に関して、その場合どういう扱いをしていくべきかというお話でございます。

一つの極端な考え方としては、既に系統の接続契約ができているかというところで、一律、全部整理をすべきというものもあるかと思えます。一方で、先ほど申し上げたように事業の予測可能性を考え、系統接続に関して準備を進めてきていらっしゃる方々も一定程度いらっしゃる中で、電力会社との間で工事費負担金の請求額を決めるための入札の実施など、様々な取り組みを進めていく必要があるかとは思いますが、例えば入札に入っているような案件、もしくは具体的にもう系統接続が今進んでいる途中であるというようなことが明らかになるような案件であれば、そういう案件までは、1ポツに書いたような、現行のステータスを認める形にしてもよいのではないかと案でございます。これは様々なご意見があるかと思えますので、先生方からご指摘、ご意見頂戴できればと思っております。

ここまでが1つ目のくくり、資料1の(1)と(2)に関する認定のフローとさらなる検討事項でございます。

次に、コスト効率的な導入促進、そしてリードタイムの長い電源に関する推進というところでございまして、これはまさに各電源ごとの政策論です。特に買取価格についての問題につきましては、この委員会でお示しし、ご議論いただきましたように、単に毎年価格を決めていくということではなくて、エネルギーミックスの実現に向けた長期的な政策のもとで導入を進めていく。それによって、事業をされる方については予測可能性を高め、イノベーションを生み、より安く安定的に、大きな案件についても投資が進んでいくというような仕組みにすべきだということについて、この委員会の中でご議論をいただけたかと思っております。

その上で、太陽光について言いますと、相当量入ってきているところございまして、その中で、事業者間の競争とコスト低減努力を促す買い取り決定方式が望ましいというのが、大きな方向性だったと認識しております。また、これにあわせて研究開発もどんどん進めていくべきであり、今日荻本委員のほうから提出されたご意見も含めて、系統の制御のあり方、出力制御もしくは予測技術も含め、低コスト及び系統安定化の研究開発とともに、自立化に向けた仕組みをつくっていくべきというのが、ここでの太陽光をめぐる議論であったかと認識しております。

多少順番が前後しますけれども、その裏といいますか、次の(4)のほうを先に申し上げます。リードタイムが逆に長い案件について申し上げますと、投資の予測可能性を高めるという観点から、特に環境アセスメントや地元調整等で時間を要する部分につきまして、先々の案件、認定がとれる案件について、あらかじめ価格を決めておくということの意義については、この委員会の中でもご賛同いただき、その方向で進めるべきということだったかと思っております。

その上で、それぞれの電源ごとの特性を3つ整理してございしますが、風力発電につきましては、何名かの先生方から、現行価格はいずれも非常に高く、やはり国際価格に引き下げていき、低コストで安定的に入っていくような仕組みにしていくべきだというご議論があったかと思っております。一方で、このコストを安くしていくということについては、ある意味、産業構造自体の改革、取引構造の改革にもつながるものでございまして、非常に長い大きな案件である風力について申し上げますと、一定程度の中長期的な価格低減のスケジュールを示していった、段階的に下げていくという方式がよいのではないかというご意見もあり、その案がこの2つ目のポチで書いたところでございます。

一方で、地熱、水力について言いますと、何人かの先生方から、FITという制度があるわけですが、一方で、地点ごとの違いが相当大きく、山の中でトンネルを掘る案件とそうでない案件、地熱の熱量の多い案件とそうでない案件等、様々あります。一律条件のFIT政策に

加えまして、初期投資への補助を含めた支援というものについて、何かしら考えるべきではないかというようなご提案があったかと思っております。

一方で、バイオマスについて申し上げますと、これは地域に対する貢献という意味も含めまして、導入促進を図っていかねばならないと認識しております。一方で、安定的な燃料調達の確保ということが非常に重要な課題、難題だということもご指摘もございました。ここも今後の論点として併記させていただいているところでございます。

この価格の政策に加えて、この電源について言いますと、環境アセスメントの迅速化や、前回の系統の回に申し上げましたけれども、接続申込において、各電源間のバランスをとる意味で、運用の明確化によってリードタイムの長い案件が先に入ってくるような仕組みの確保ということが重要であるという論点があったかと思っております。

行ったり来たりで恐縮でございますが、(3)のところの賦課金減免制度について申し上げますと、この場でもたくさんの委員からご指摘がございましたけれども、支援対象が本当に必要な対象かどうか、重点化・効率化を図るべきではないかといったご意見や、一方で省エネと賦課金自体を減免してしまうということとのバランス、整合性が問われるというご意見、原資の手当はこのまま予算措置でいいのか、賦課金ということによる手当でもあわせて考えていくべきではないだろうか、もしくは移管していくべきかといったご意見があったかと存じております。

また、コストの最小化という意味でいうと、費用負担調整機関の事務コストを最小化する努力が必要であるというご指摘、さらには、調整コストと呼んでございましたけれども、系統安定化費用についての負担についての議論は、さらに深掘りして整理を進めていく必要があるといったようなことがここでの論点であったかと存じております。

さらに追加的な論点としまして、論点3として、4ページをごらんいただけますでしょうか。先ほど、風力については段階的引き下げというスケジュールということで、この委員会での指摘をまとめたわけでございますが、太陽光について、委員会でのご指摘をまとめるにはちょっと1行では書きづらかったものですから、論点として整理をし直しました。多くの先生方からさまざまな言い方でご議論、ご指摘があったところでございますが、事務局として解釈いたしましたのは、こういう整理であったかと、もしくはこうしてはどうかというものでございます。

上の箱にございますが、やはり事業用というものと住宅用というのは性格が違うのではないかというご指摘がありました。入札というお話も多くの委員からご指摘があったところでございますが、先に住宅用のお話から申し上げていきますと、やはり余剰買い取り、自家消費を中心とし、各ご家庭が電気代を安くしていくという延長の中で仕組みられた制度であるということ、また、各個人・ご家庭主体ということを考えますと、これは競争入札といった事業ベースでの競争に馴染

むものではないのではないかと思います。また、これは家に一体的に導入していくわけですので、家づくりということと一体不可分のものでございまして、ハウスメーカー、ビルダーの商品開発と全体をパッケージで開発・イノベーションしていくことを考え、あらかじめ価格低減スケジュールを示していくことのほうが、むしろ予測してイノベーションを起こして、家づくりということが進んでいくのではないかとというのが、ここで書きました決定方式の整理案でございます。

一方で、事業用について申し上げますと、委員会でもさまざまな形でご指摘ございましたが、厳格な形でどういう水準にどういう価格で入れていくかということを考えていくというトップランナー方式にしつつ、一方で、さらなる価格の引き下げということを考えていったときに、競争のメカニズムを導入していくという考え方が多くの委員からお示しされたかと思えます。例えば、複数の先生方からご指摘いただきましたのは、トップランナー方式的な上限価格を設定した上で、さらに事業間の競争を通じた価格低減を行っていくといういわゆる入札制度の活用もあわせて検討していったらどうかというのが、この委員会での多くの先生方のご意見であったかと思っております。

その際に、入札制度の活用のイメージ、具体的にどうするかということをもっと深く詰めるべきだというご指摘がありましたので、今、私どものほうで認識しております論点を整理してみました。制度自体は、FIT認定の申請をする権利を価格の安い人からとっていくという、そういう仕組みを前提としますと、論点として第一に、入札の参加者をどういう人にするべきかという話。もちろん、FITの認定を申請するための前提条件となる入札になるわけですので、認定の要件を確保できているということについての確認が必要であるということが一つあるかと思えます。

また、実際に権利はとったものの未稼働になってしまっただけでは困りますので、未稼働にならないようにするためには、落札者が確実に事業実施をするような担保手段が必要ではないかというふうな論点があるかと認識しております。例えばドイツで行われている例でいいますと、執行期限を設けるとか、保証金を積むといったような対策がございます。このあたりもいろいろとご指摘、ご意見頂戴できればと思います。

更に、落札後に適用する価格をどうするかという話もありました。大きく分けると、ペイ・アズ・ビッド、すなわちビッドをした価格に応じて支払うという方式と、最後の順位になった方の価格で統一してしまうというユニフォーム・プライスの方式があります。それぞれ善し悪しがあるかと思っておりますので、この辺もご意見頂戴できればと思っております。

また、この入札については、地域の事業者の方々がなかなか入りにくくなるんじゃないかとい

うようなご指摘、ご懸念も提起されました。入札方式においてこういった案件を対象とするべきかという問題と同時に、仮にこれに入りたいという方々がいたときに、何かしらそういう方々をサポートしていくような仕組み、情報を提供していくような仕組みといった配慮も必要ではないかというご指摘だったかと思います。この辺についてもご意見を頂戴できればと思っております。

最後のくくりは、電力システム改革、電力系統の話です。資料1の(5)から申し上げますと、まず系統については、広域系統整備計画による計画的な系統整備をしていくという方式をとり、その上で、最大受け入れをしていくための送配電事業者による買い取り義務というのが望ましい方向であるという、この委員会での議論であったかと思えます。出力制御の公平性確保に関するルール整備の重要性に加え、ローカル系統制約に関する情報の公表や、今定めてきている入札募集ルールを有効に活用していくといったことが、この委員会での多くの指摘であったと思えます。

また、RPSの話が(6)に書いてございますが、そこに関する追加検討事項として、資料2の5ページ、6ページにまとめてみました。送配電買い取りについて、この委員会で概ねその方向でという話でしたが、買い取った電気の具体的な引き渡しの仕方をもっと議論すべきだというお話がございましてまとめましたのが5ページでございます。様々なご意見を踏まえました案としまして、①の市場経由の引き渡し、これは経済的な合理性、市場に通じた価格形成がされるわけでございます。この市場経由が基本ではありつつも、②として、既に売り先が決まっている、発電所の方と小売りの方の間で契約があるような場合、これは例えば地域電力や自治体さんがやっていらっしゃるものや、FIT電気の表示をされたいという方々のニーズなど、さまざまあるわけでございますが、こういった場合については、当事者の意思を尊重して、送配電事業者はその小売事業者にそのまま引き渡しをするということを認めるという、①②の併用にしてはどうか。

また、さらに言いますと、この①②以外に、どうしても相手先が見つからないということが出てくるケースがあり得ます。例えば沖縄といった離島の場合は、市場が活用できません。その場合は最終的には③の割り付けにして、誰かに引き取ってもらうという方式が必要になってくるかと存じます。①市場の引き渡し、②相手方が決まった場合の引き渡し、そして③割り付け、こういったものがそれぞれ利用できるような仕組みにするべきではないかというのが、いただいたご指摘、ご意見を踏まえた案としているものでございます。

時間がちょっと押してまいりました。最後、6ページは、これはあまり議論してございませんけれども、RPS制度の経過措置という論点がございまして、補足的につけてございます。FIT法ができたときに、その前のRPSに乗っていた方々について、FITに移行されない方には、このRPSの制度を残して、当分の間、その効力を有するという形で対応してきてござい

ます。ただ、もうそろそろ4～5年経つところございまして、例えば今回、FIT法の改正をするのであれば、その際にはそろそろこの、「なお従前の効力」については、FITに移行してはどうかということでございます。これが6ページのRPSの経過措置の廃止でございます。

以上、これまでご意見頂戴しましたことについての論点の整理とその中にご指摘いただいた検討事項についてのまとめでございます。

○山地委員長

説明ありがとうございました。

資料1は、この小委員会での今までの議論を取りまとめていく取りまとめのレポートの骨子のようなものであります。だから、今まで議論した論点を少し順序を入れかえて整理している。それから、その整理に当たって、さらに皆さん議論していただきたい論点としてまとめたのが資料2であるというふうに私は理解しております。

ここから討論に入りますので、ご意見、ご質問のある方はいつもと同じようにネームプレートを立てていただければと思います。冒頭も申し上げましたが、今回は参考資料でつけていますけれども、前回の資料3だったですかね、積み残しになって時間が足らなかった研究開発、規制改革についてもご意見がおありでしたら、あわせてご発言いただいで結構でございます。

発言ご希望の方、ネームプレートを立てていただければと思います。いかがでございましょうか。

では、まず崎田委員からお願いいたします。

○崎田委員

どうもありがとうございます。

今回、論点が明確に示されていますので、まず論点のほうから発言させていただきたいと思うのですが、論点1の新認定制度に関してのところ、やはり今、急激な導入あるいは導入がなかなか進まないということで、いろいろ社会での混乱が起きているわけですので、この認定をきちんと入れていくというのは大変重要だというふうに思っています。この事務局案の論点1と論点2に関して、全体的には私は大賛成ではあるのですが、1点、やはり既に認定をされている方への対応という論点2のところ、全体的にはこれで私も賛成をするんですが、その前のページ、2ページの論点1に書いてある地域との共生とか、そういう、これは事業廃止後のこととして書いてありますが、事前の地域との共生とか、そういうことに関しては、既に実施しておられる方も社会的責任としてきちんと取り組むことは必要なわけですので、こういう視点に関しては別途きちんと取り組んでいただくということを担保するということが大変重要だというふうに思っております。そういう視点では、先ほどその前に書いてありました制度改革に向けた論点の(2)

のところ、長期的な安定電源のところでは土地利用のこととかいろいろ書いてありますけれども、太陽光に関しても、そういうところの担保というのはきちんと検討の際に常に配慮していただければありがたいというふうに考えております。

次の論点3のところなんですが、ここに関しては、私も落札者の担保手段とか、そういうことに関してきちんと時限を設けることとか、買い取り価格に関してドイツの方式ということが1と2と出ていますけれども、日本でもいろいろやってみていただいていると思うんですけども、私、全体が2番のほうが可能性があるかなという感じで拝見しておりますが、日本でもきちんと状況を考えてやっていただければありがたいと思います。

なお、論点4のところなんですが、全体的に多くのきちんとした状況を調べて、考えていただいているので、私もこれに賛成をします。それで、1つ、今後気になったのが、2番の併設のところの地域などでの売り先が決まっている場合ということで、こういうのを併用でやっていただくというのは大変ありがたいというふうに思っております。なお、このデメリットということで、広域融通などのときの送配電買い取りのメリットが減ることが書いてありますが、このときの例えば緊急時にどういうふうに広域に関して融通するかみたいなことは、例えば別途何か緊急時対応ということで決めるのかとか、やはりそういう配慮があってもいいのかなという感じはいたしました。

なお、発言を抜かしました制度改革に向けた論点ということで、全体に明確に書いていただいて、私はこの業界が新しい公益的なエネルギーというものを支える業界に、きちんと新しい事業者さんが入っていただいて、なっていくということに関して、大変重要な視点だというふうに思っております。そういう意味で、全てしっかりと今後、論点として考えていくことが大事なんですけれども、この3番目のコスト効率的な導入促進というところで、賦課金の減免制度の持続的に運営をする方法に関していろいろ書いてありまして、費用原資の賦課金による手当てなどというふうなコメントも書いてあります。これに関して、まず賦課金の減免制度の総費用を減らすという申しわけないですが、省エネインセンティブをつけて、きちんと納得感のあるような形で運営していただくというのをまずしっかり先にやっていただくというのが大事で、賦課金に入れていくというやり方をとってドイツなどでは急激に高くなって、社会からも非常に批判も出たというような経緯もありますので、できるだけ広く薄く取っていくにはどうしたらいいかというようなことも踏まえて、検討していただければありがたいというふうに思います。

なお、もう一つ、費用のことから言えば、系統安定化費用というのが今後問題になってきますので、こういう全てを踏まえて、これからの賦課金の考え方とか、そういうことをどういうふうに考えていくのか、もう1回全体像をきちんと考えるというのが大事ではないかというふうに感

じました。

なお、最後に1点、バイオマスが書いてありますけれども、火力発電のほうの省エネの検討のほうに入らせていただいている、私もこの火力がバイオマスを混焼することでCO₂の削減効果あるいは効率的な運用に取り組んでいただいているというのが十分承知しておりますが、その多くが海外からの輸入に頼っている、そしてそれを安定的な調達ということでやっておられるという傾向が大変強いということを憂慮しています。まず、国産材をきちんと使っていくという形をとっていきながら、日本の国土がきちんと安定的に運用できる国であるという、その基本をきちんと踏まえた上で、この仕組みが発展することを願っています。よろしくをお願いします。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今、ネームプレートが立っている順番で、ちょっと委員を優先したいと思います。辰巳委員、野村委員、岩船委員ということ、それから電気事業連合会の八代さん、太陽光発電境界、亀田さんと風力発電協会、祓川さん、そのお隣の小水力利用協議会の石坂さん、とりあえずこの順番でまずご発言いただきたいと思います。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

ありがとうございます。時間の関係で、もしかして言い忘れたことがあったら、後でまた言わせていただくかもしれませんけれども。

とりあえずまず、太陽光の大規模発電に関しては、適切なタイミングで何らかの方法が必要かもしれないというふうに思っておりますもので、そのことをぜひ先行事例、ドイツなんかの例もありますし、そういうのをよく研究いただいて進めることに、私もできれば太陽光で大規模もふえてほしいとは思っているんですけども、あえて反対できないというふうには思っております。

論点で整理していただいた中で、私のほうでもまず順番に申しますと、論点1に関しては、これは当然ですけども、きちんと振り分けしてほしいというふうに思っているんですけども、誰が権限を持ってやってくださるのかというのがちょっとわからなかったもので、これはもちろん経産省というのにはわかっていますけれども、そうはいつでも、もう少し具体的に、どこがやってくださるのかというのはちょっとやっぱりわかりにくくて、権限が必要だというふうに思っていますので、そこら辺、もう少し明確に。文章の中にそういうのがちょっとわかりにくいなというふうに思ったもので、それが1つだけです。

それから、2番目、論点2のほうなんですけれども、これは——すみません、忘れちゃった。

すみません、2はちょっとおいといて、先に——ごめんなさい。論点2のほうが誰がきちんと区分けしたりやったださるかということを書いたかったんです。すみません。わかりますか。論点2のほうの2番のほうで、迅速な実施などを求めるというところを、誰がきちんとやっっていくかということですね。

それから、すみません、論点3がちょっと一番言いたかったことなんですけれども、まず、これからもっと詳しく詰めていくという前提での話ではあると承知はしているんですけども、全体的に見ていって、量の話が見えなかったということなんです。だから、規模というふうに申し上げたらいいのか。要は、全体の量をどのくらい入れるというのと、例えば入札の場合なんですけれども、入札してきたときにどこかで切るというお話があると思うんですけども、そこら辺のバランスというのがちょっとわかりにくいというふうに考えておまして、結果的にはやっぱり量と価格の積というか、掛け算で価格が決まってくるんだというふうに思うんですけども、もしもその状況によっては、現在のFITの価格より高くなってしまいうというふうなことが起こらないのかというふうなこともちょっと懸念しております。ぜひそのあたりも、結局FITの価格より下げようという前提でのお話なので、そのバランスというのが必要かなというふうに思っております。

それから、論点3の4なんですけれども、わざわざ地域の小規模発電など、参加しやすくなるようにというふうに書いてあるということは、逆に言うと参加しにくいからということなんですけれども、ぜひこれから伸ばしていきたい地域の小規模発電とか、住宅用も含めてなんですけれども、慎重に取り組んでいっていただきたいというふうに思っております。

あと、論点4ですけれども、これに関しては、かなり柔軟な方法で対応していこうというご提示をしていただいたということで、特に②を残そうという方向というのはよかったなというふうに思っております。

あと、1なんですけれども、まだまだ発送の分離ができていない時点でこの形をとったときに、やっぱり旧電力さんが支配的にならないか、ちょっと心配が残るなというふうには思っているんですけども、この絵からは、太いというのは、これは全部、だからFITで吸い上げたやつは全部市場に行くという、そういうお話だと理解していいのかどうかということをお質問として伺いたかったということです。

とりあえずちょっと以上です。すみません。

○山地委員長

ありがとうございました。

最初の論点2の質問のところは、要するに、認定制度を接続契約のときに新しく認定するとい

うときに、じゃあ既認定分どうするかということですね。系統接続の確保をしていくかどうか、これはいわゆる送配電部門というか、今までの電力会社だと思いますが、ここに書いてある工事負担金の決定の迅速な実施などの取り組みを求めるといのは、多分、役所がやることだと思いますね。ここはまた重要な論点だと思うので、後でいろんな意見が出てくると思います。

それでは、野村委員、お願いします。

○野村委員

ありがとうございます。

まず、FIT制度が2012年7月でしょうか、それが導入されて、再エネを大幅に推進するという当初の目標をほぼ終えて、現状として国民負担の拡大が懸念されるという中で、かつ、先にコスト負担が大きく拡大した欧州の価格を見ておきますと、天然ガス等の価格が下がったとしても、それでも電力価格は小売価格として上がり続け、卸売価格はむしろ下がり続けるという状況が起きているところで、日本でもそういうことが起こり得るだろうということが予測されます。そのなかで、電力価格上昇の抑制に向けて新しい制度へ移行しようと、新しい認定制度に移行するということが重要なプロセスであろうと認識しております。その意味で、論点1及び論点2ですけれども、事務局提案というものは、現実的な制約のもとでできることを最大限模索された結果なのかと考えておりますし、賛成したいと思います。

ただ、一方で、既認定未稼働の案件に関しまして、電力会社の入札の迅速化とか、現状の接続手続のさらなる効率化というものは、引き続きお願いしていくということは求めることはあるのでしょうかけれども、やはり再エネ事業者に対してもより一層の努力をしていただくということではないといけないかと考えられます。制度改革を議論している今のこの段階から、こういう情報というのは再エネ事業者にも伝わっているのでしょうかから、未稼働のままの事業者はまさに今から稼働に向けた準備をすれば、十分に時間はあるのかと考えております。

しかしながら、事務局提案の2番目のところかにありますけれども、さまざまな諸事情を考えて、一定の猶予期間の設定もあり得るということは、それもやむを得ないのかとは感じております。ただし、その猶予というものの乱発にならないよう、手続上の何か厳格化みたいなものができないかは考えていただければと思います。例えば入札の案件の場合は、その進捗というのを定義しやすいのだと思いますけれども、低圧未稼働の案件であれば、本当に接続申し込みをしてからどのくらい待っているのか示されなければなりません。標準的にいえば、そんなに時間はかからないというふうにお聞きしておりますけれども、具体的なルールづくり、あるいは未稼働の案件といっても、2012年度の案件と前に資料がありましたけれども、2013年度の未稼働案件もあって、それを2015年度の未稼働案件と一緒に扱うというのは、どうもあまりフェアではないと感

じます。ですので、猶予期間というのは2015年度案件の案件だけでもよいのではないかとも思います。いずれにしても、再エネ事業者の努力という部分を一定の程度は求めていくということが必要ではないかと考えています。

論点3にいきまして、太陽光に関するコスト効率的な価格設定、これもやはり強くこれから求めていくことになるんだと思いますけれども、やはりあらかじめ価格低減スケジュールを設定する方式に関しまして、中長期的に価格設定、価格のスケジュールを示すということは、適切な研究開発を誘発する上でも重要だとは思いますが、その価格スケジュールの水準次第だということでも刃の剣のように思います。むしろ高いところで設定されてしまえば、高どまりのリスクを持ってしまうという懸念があり、価格低減スケジュールにはならないということがやはりあり得るんだろうと思います。その意味において、設定については、住宅用に関してでしょうけれども、非常に慎重な価格設定をしないとイケないということを改めて強調させていただきたいと思います。

非住宅用のほうでは入札制度、これはぜひ考えておいて、むしろ価格を決めるのではなくて、数量側でもって制約をしていくということで、新たなフェーズに入ったんだということであろうと思います。ただ、3番目のところにありますけれども、落札者に対する買い取り制度、ペイ・アズ・ビッドとユニフォーム・プライスという2つが出ておりますけれども、この2つも全体としてのコスト負担をミニマムにするということが国としての目標だと理解しておりますけれども、1番目の、ペイ・アズ・ビッドのほうが一般には全体としてのコストが安くなりそうな感じをもたれるのではないかと思いますので、経済理論的に見たときには、ユニフォーム・プライスのほうがより正直な戦略を導きやすいというロジックもあるでしょうし、これは理論的にも実証的にもなかなか検討が難しい場所だと思います。

そういう意味で、どちらかと決めづらい、総額としてのコスト負担はどちらが良いかはなかなか決めづらいことかと思うんですけれども、ユニフォーム・プライスの場合が望ましいのではないかとという視点でおこなわれたアメリカでの国債の実験がございます。国債の場合は売り手が国で買い手が民間という感じですが、この太陽光の場合は売り手が民間で買い手が国というように逆です。そういう意味では、売り手である生産者側では、再エネ事業者がコスト効率性を高めていく、より効率的な生産体系へと効率性を高めていく、生産性を上げていただくというインセンティブと整合するのは、ユニフォーム・プライスではないかなと思います。そういう意味において、事業者のインセンティブ等の対応も考えていただければと思います。

論点4のところですが、市場価格経由の引き渡しという形の中で、意図はわかるんですが、やはり私が懸念するのは、再エネの自然変動があるという意味では、電力としての質

が若干劣るというようにも理解ができるわけで、卸売市場でやや安価な価格がつくのではないかということは、やはり懸念として私の中にはちょっとあります。もしそうなったときに回避可能な原価が卸売市場の価格で設定されると、連動するということでは、賦課金が増大してしまって、国民負担のみが上がってしまうと思われまます。もしそれによって小売の価格が下がるのであれば、全体としては変わらないということがあるのかもしれませんが、全体としての国民負担はむしろ高まってしまわないかという懸念があります。もし私の杞憂であるならば良いのですけれども、回避可能原価が市場価格に連動する中で、卸売市場の価格の低下で再エネの賦課金が拡大しないのかと、あるいはする場合にはどうしたらいいんだらうかと。回避可能原価に下限をつけたくてしまうわけですけれども。そして、回収できた部分だけを事業者にお金を払うことにすると、実質上、フィード・イン・プレミアムみたいな話になってしまうんでしょうけれども、何か過大にならないような仕組みというものが需要ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

それでは、岩船委員、お願いします。

○岩船委員

ありがとうございます。

私はまず論点1ですけれども、この遵守事項を定めるというのは非常にいいと思うんですけれども、ペナルティーをきちんとしてほしいということがあります。やはり何らか効力がないと、なかなか遵守していただくのが難しいのかなと思います。この中で、例えば発電量を的確に計測するとか、発電量等の定期報告を行うというようなのが資料2の1にあるんですけれども、実際これが例えば家庭用、屋根置きPVなどにも適用されるのか。だとすると、本当に数は膨大ですし、たしか荻本委員の資料にもあったと思うんですけれども、こういったものを的確に管理していくような仕組みが必要と思われまます。今後、さまざまな系統の運用にも使えると思われまます。なるべく粒度の高いデータを一元的にハンドリングできるような仕組みを構築するのをあわせてお願いしたい。いわゆるビッグデータの時代と言われる今ですから、そういったことは技術的には恐らく可能だと思われまますので、費用とのバランスはあると思われまます、なるべく簡易的に、かつ丁寧なデータベースづくりをお願いできないかなというふうに思われまます。

論点2は、これは既認定案件へ対応できるということで、非常にありがたいですし、ぜひ頑張っていたきたい。特に、電力会社さんには系統接続の契約の問題でご負担をおかけすると思うんですけれども、これしか今の既認定案件をさばく方法はないとも言われまますので、ぜひ頑張る

いただきたいなというふうに思います。

入札制度に関しましては、基本的な枠組みとしては大変賛成です。方式などはちょっと私は専門ではないのでわからないので、ぜひそこは慎重にご検討いただければと思います。

(4) なんですけれども、これで私が気になりましたのは、売り先が決まっているFIT電気を小売事業者に直接契約するという話です。これは間に送配電事業者が入る以上、再生可能エネルギーも何らか成型して小売事業者に渡されるのだと思います。それに対して小売事業者が明らかにそれはあるメリットを受けるとは思います、以前の小売事業者が引き取る場合のインバランス価格のようなものを全く負担しないでこれをそのまま得られるというのは、ちょっと市場経由の人たちと比較して合理的ではないのかなという気がいたします。あえてこのFIT電気を直接受け取りたい小売事業者には、やっぱり何らかインバランス等に対する責任を負っていただく必要があるのではないかなと思います。でないと、この2のほうがどんどんふえて、それこそ広域融通というメリットが失われかねないというのが一つの懸念でございます。ただ、卸電力取引所にたくさん再エネが入った場合という、先ほどの野村委員の懸念も非常によくわかりますので、そのあたりは回避可能費用の設定を含め、議論していただければなというふうに思います。

最後、資料1のほうの(3)のコスト効率的な導入促進のほうで、ここにありますように、系統安定化費用を含めて、さまざまなコストを含めて全体を考えていかなくてはいけないというのは、本当にそのとおりだと思います。ただ、今、あちこちの議論を拝見している限り、正直言って今は議論できない状況なのではないかと思えます。前から申し上げているような、データが公開されていない話もそうですけれども、再エネの調整にはさまざまな調整手段がありますが何がいい議論がされていない。広域の運用がいいのか、連系線を活用した運用がいいのか、再エネの抑制のほうがいいのか、あるいは火力の運用高度化のような話もあります。それぞれみんなお金がかかる話なのですが、どれが一番いいかというような議論が、今は定量的な議論が全然されていない状況ではないか。もしかしたら、どこかではそのような議論がされているかもしれませんが、それが全くオープンになっていない。そこが私は一番問題なのではないかなというふうに思います。ですので、あくまでオープンなデータでオープンな議論、複数のシナリオを検討した上で、どういう対策がベストなのかということ、定量的な情報をもとに議論していただきたいというふうに私は思います。

○山地委員長

ありがとうございました。

それでは、電気事業連合会、八代さん、お願いします。

○八代オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の八代でございます。

本日お示しいただきました制度改革に向けた論点でございますけれども、これにつきましては、エネルギーミックスの具現化とそれから国民負担の抑制、これを両立させるという観点から鋭意これまで検討されてきたものを取りまとめられているということでございますので、私ども電気事業者といたしましても、基本的には異論はございませんし、できる限り前向きにご協力してまいりたいと思っておりますのでございます。

その前提で1点、ぜひ今後の検討に向けてご留意いただきたい点について申し上げたいと思います。具体的には、論点2の既に設備認定をされた案件への対応というところでございまして、野村先生のほうからもいろいろとご指摘をいただいたものに関係するところでございますけれども、やはりこの設備認定といいますのは、これはあくまでも行政情報でございまして、私ども電力会社としては、どの地点にどれだけの設備認定をされたのかという情報を把握することはできません。したがって、事業者の方から系統接続の申し込みを受けて初めて、そうか、この地点にこういうふうな計画があったのかということ把握するものですから、そういう意味で、いろいろと論点2に書かれておりますとおり、入札のスキームに乗っかるものについては、いろいろと事前に周知をしていただいて、電力会社の入札開始がスムーズに行くような、そういうふうな取り組みをしていただけるということが書かれておりますけれども、一方で、低圧案件でございますが、資料には特に系統事由により手続は停滞していないというふうに書かれておりますけれども、低圧案件につきまして、実は先般の小委員会でも示されたとおり、認定をされながら接続されていない案件が70万件あるということでございます。私どもは現在、年間、電力全体で30万件、この系統接続の契約を締結しているところでございます。したがって、この70万件が事業の意思を持っているといたしますと、マックスで年間の2倍強の案件がいろいろと申し込みをしてくる可能性もあるということでございます。

したがって、電力会社のほうでいろいろと業務が錯綜しないように、計画的にこうした申し込みに対しましては対応できるように、そういうふうな時間的な猶予もしっかりとご検討いただけるような、そういう制度設計にさせていただきたいということでございます。また、あわせて、事業者の方々に対します周知徹底、これにつきましては、行政の側でしっかりとやっただき、くれぐれも海外の事業者も恐らくいるかもしれませんが、そういった方々も含めまして、こういうふうな制度変更になったことが知らなかったということのないように、ご配慮をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

それでは、太陽光発電協会、亀田さん、お願いします。

○亀田オブザーバー

ありがとうございます。太陽光発電協会、亀田でございます。論点の1から順番に3点ほど申し上げたいと思います。

論点1及び2の新しい認定制度によって大量案件の整理等で国民負担の低減、新たに導入されるコストエフェクティブな太陽光発電の継続的な導入が促進されるということで、これまでも申し上げてきましたように、新しい制度については賛成でございます。この中で、新たな制度の中で、認定設備に対して求める遵守すべき事項ということが記載されておりますが、長期安定的な電源として、エネルギーミックスの一翼を担うための太陽光発電としていくためには、こうした認定等が必要であると考えておまして、その際には、この適合を求める内容が確実に確保されていることが一番の目的でございますので、こうした認定等を行う、事業性を評価するにおいては、コストエフェクティブなやり方をぜひご配慮いただきたいと思っております。

あわせて、いろんな太陽光は事業者の方がいらっしゃいますので、そうした方が判断に迷わないような明確な基準というものが重要になってまいります。そういう意味で、太陽光発電協会、業界としましても、明確なルールづくりを行い、皆さんに流布、広めていくという努力をこれからも続けていきたいと思っております。

続きまして、論点2のほうなんですけれども、先ほど電事連さんからもお話がありましたが、既認定分あるいはこれから新しく入る認定分につきましても、発電事業者の事由によらないことでなかなか接続計画に至っていないものもございますので、その辺についてはぜひともご配慮いただきたいと考えております。

次に、論点3のコスト効率的な価格設定ということにつきましては、先ほど申しましたように、新しく認定の制度を変更し、大量案件の整理等によってコストエフェクティブな太陽光発電の導入が図られることは大いに望ましいことと考えておりますけれども、現状、足元、新しい認定設備の認定が非常に冷え込んでいる状況でございます。したがって、この状況を打破し、継続的な導入を確保していくためにも、価格の決定につきましては、激変的なものは避けていきたいというふうに考えております。

続きまして、最後の論点4につきましては、前回も申し上げましたように、送配電事業者による基本的な買い取りは、変動電源の市場メカニズムを使った安定化にもつながりますので、ぜひとも進めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○山地委員長

それでは、風力発電協会、祓川さん、お願いします。

○祓川委員

資料2でございますが、事務局からご提案された内容について、ほとんどの事項において賛同するところでございます。ただし、各ページごとにコメントを申し述べさせていただきます。

論点1ですけれども、認定後に求めること、遵守事項というのは、発電事業者として当然やらなきゃいけないということなので、それを徹底いただくということは必要だというふうに思います。それから、認定時に求めることで、現行の認定制度、風力の場合でいきますと、四角の3つ目の系統接続申し込みでFIT価格が決定、見直し案でいきますと、認定取得の4つ目でFIT価格が決定するというふうに考えておりますけれども、太陽光発電と違いまして、地熱さんとか風力などは、開発に相当の資金を投入してやっているわけなので、未稼働案件というものはなかなか存在するパーセントというのは極めて低いというふうに認識しておりますので、可能であれば、現行制度のままにさせていただきたいと。

論点としては、見直し案にした場合、接続の申し込みから契約に至るまで3カ月以内というような基本的な考え方があるんだと思うんですけれども、実態ベースでいきますと、風力の場合ですけれども、接続の申し込みをし、系統の接続契約を締結し、工事費負担金契約を締結しということになると、1年は黙っていてもかかりまして、下手すると1年半以上かかってしまうと。FIT価格の設定自身が一体意味があるのかというような問題が発生するということで、先ほど八代さんのほうからお話がありましたけれども、電力会社さんも大変ご努力をしてやっていたということはよくわかっているんですけれども、その短縮というんですか、それは制度と絡む問題だなというふうに認識しております。

2番目につきましては、太陽光のみならず、未稼働案件がなくなるというのが当然のことです。事務局提案に賛成でございますが、さらにもう少し突っ込んだことができるんなら、厳しい対処をすべきだというふうに考えます。

3番目でございますが、基本的に住宅用はそのまま、あるいは、ここに記載はございませんが、公共設備とか学校だとか、営利目的をされないようなものは除外した対応をされるべきではないかなというふうに考えます。入札参加の要件をきちっと確保するのは当然でございますし、ドイツの例はよいのかなと。我々考えるに、入札するのなら入札保証金を積むのが常識ではないかなというふうに思っておりますけれども、いろいろ公平性とかいうものの配慮が必要かと思っております。

執行期限24カ月はよろしいのかと思うんですが、これ執行期限というのは、入札で勝ってから最終的に完成までというふうに認識しておりますけれども、完成が、例えば大きなメガソーラーな

んかでできるんだらうかと。電力さんの工事をやっていただくのに2年以上かかるとかいうような問題があった場合、どうやって対応するのかなどの配慮を今後ご検討賜ればと思います。

ドイツの例で1、2ということですが、コスト効率化を図る、国費負担低減を図るためには、やはり安いところから決めていく。その場合には入札上限価格を決定するだけの、必要なのではないかなというふうに考えます。

論点4でございますが、いろんな点で3つのケースを挙げていただいたのは大変よろしいことだというふうに思っています。特に②などの場合でいきますと、売り先が決まっている場合というのがありますけれども、特措法の観点もありますので、売り先を決めることができる場合というふうにしていただくと、大変いいのかなというふうに思います。特に、地域電力等を含め、いろんな多様な電源があるわけでございますから、①のみ固定してしまうということになると、種々の問題が発生するのではないかなというふうに考えています。

5番目については、RPS制度は、最終的なご配慮をずっといただいているんだと思いますけれども、基本的な事務局のご提案に賛成でございます。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございます。

これからですけれども、今のお隣の小水力水協議会の石坂さんの後、委員のほうに移りまして、大山委員、高村委員、松村委員と参りたいと思います。それからエネット、武田さんといきたいと思えます。

石坂さん、お願いします。

○石坂オブザーバー

小水力発電利用推進協議会の石坂でございます。貴重な機会、ありがとうございます。

論点1で1点お願いがございます。中小水力の分野でも実は東電さんのエリアを中心に連係費用の入札をするという案件がちらほら出てきております。今のところ電力さんから言われている入札の処理期間が10カ月以上とされています。それをこの新たな認定のスキームに当てはめると、ただでさえリードタイムの長い水力がますます実はリードタイムがかかってしまつて、なかなか事業者さんが一步を踏み出せないという状況になることが考えられます。ですので、この全体のスキームそのものを否定するわけではないんですけれども、連係費用負担の入札制度をやると電力さんが意思表示をしているエリアに関しましては、事業者さんの予見可能性が損なわれないよう、何らかの配慮をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、大山委員、お願いします。

○大山委員

どうもありがとうございます。

いろいろ考えて資料をつくっていただいて、基本的な方向性はこれでよろしいかと思うんですけども。それから、これまで各委員が発言されてきて、かなり私が言おうと思ったことも入っていましたので、気になったところ、繰り返しになるかもしれませんが、お話しさせていただきます。

まず一番最初に気になっているのは、やはり発電設備ですから、安全な運用をして、廃棄までちゃんとやってほしいというところだと思います。これは先ほど、発電事業者として当然だという話が風力のほうからありましたけれども、それは全くそのとおりだと思いますので、ぜひやっていただきたいと。風力は多分大きいので問題ないと思いますけれども、太陽光で変な方がいないようにというのも含めて考えていきたいと思います。

それから、私は電力システム関係の専門ですので、系統安定化というのが結構気になっているところで、どうしたらいいかというのと、とにかく系統安定化費用というのをまず透明性を高めていただきたいと。そのためにはどれだけかかっているかということをはっきりと明らかなにしていかなきゃいけないんですけども、そういうことをしていけば、FITの賦課金を含めて、国民でどれだけ負担しているのかというのが明らかになっていくかなというふうに思っていますので、その辺をしっかりとやっていきたいと思っています。

それから、系統の安定化費用が過大にならないためには、導入スケジュールを適正化すると。急に入ってほしくないというのがありますし、それから、急にとまらないでほしいというのもあると思います。その両面から見て、そのあたりを配慮して資料を作成されていると思うんですけども、価格設定の話と数量入札の話と、そのあたりをしっかりと、これは数値を決めなきゃいけないのでかなり難しいと思うんですけども、考えていただきたいというふうに思っています。

先ほどの系統安定化で調整力の費用がどうかという話に関係しますが、これは先ほど岩船委員のほうからお話があった論点4の売り先が決まっている場合、この場合の計画値と実績値が違うというところは、やっぱり何らかのペナルティーがないといけなかなという気が私もしていますので、そこもぜひお願いしたいと思います。

あとは、1番の市場経由の場合でもやっぱり調整力がうんとかかっていると思いますので、これは先ほど申し上げた安定化費用の透明性というところに関連してきますけれども、きっちりと

明らかにしていくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○山地委員長

では、高村委員、お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。

幾つかの発言を申し上げたいと思うんですが、まず事務局から出していただきました資料2のほうの論点の1にかかわるところでありますけれども、この間の議論でも申し上げてまいりましたけれども、基本的にこうしたいわゆる未稼働案件、理由なく稼働してない案件について、新しい認定制度に移る中で改善をしていくと、状況を変えていくということは必要だと思っております。他方で、同時に今回出している趣旨がそうだと思っておりますが、発電事業者の責によらないものについて、不当に取り消すということがないということが必要だというふうにも同時に思っております、これは当然、今は非常に苦勞して聴聞手続をやっておりますけれども、本来であれば、取り消しに当たって法に基づく一定の手続を経て取り消すというものをこういう形でやるわけですので、それは訴訟のリスク、訴訟の可能性を低めるという意味でも、丁寧な対応が必要だと思っております。

一つ提示をいただいている系統接続との関係では、既に何人かの委員あるいはオブザーバーのほうから出ておりますけれども、ここ、もし今、未稼働の案件、一つの大きな理由というのがこの系統接続にあるとすると、やはりそこを解決する何らかの方法をとっていただく必要があると思います。示唆されているような群馬方式といいましょうか、入札等々の対応を含めてお願いしたいと思いますけれども、ほかにそういう理由があるのかどうかという点が一つの事務局に対しての問いでもあります。

2つ、そういう意味では私のほうからこの点について申し上げるとすると、余り多くはないかもしれませんが、いわゆる提示された工事費負担金が発電事業者にとってみると非常に高いと見えるという場合の、その工事費負担金をめぐって双方で争いがあるようなケース、現在、紛争解決の場はあると思っておりますけれども、このような場合にまた紛争解決の結果が出るまでそれについては猶予を行うといったような、非常に細かなところかもしれませんが、配慮が必要ではないかというのが一つ。

もう一つは、こちらのほうがより深刻かもしれませんが、法の施行の日まで旧認定の制度が動くということを考えると、いわゆる未稼働案件といっても、何人かオブザーバーのところからもありましたけれども、2012年の段階で認定をしたものの未稼働と2000、最後の場では16年度の段

階で認定をしたものの未稼働と生じる。そして、太陽光か、あるいはリードタイムの長いほかの電源かによっても、その未稼働の状態というのが異なるとしますと、やはり電源ごと、あるいは認定のタイミング、旧と言われる現行の認定制度のもとでのタイミングを踏まえた、やはり細かな対応が必要ではないかということでもあります。これが1つ目でございます。

それから、2つ目、大きな点で2つ目でございますけれども、論点の3のところでございますが、もう前々回、私、発言をしましたので、同じことを二度繰り返すのもなんなのでありますけれども、一つには、やはり大きな問題は、この入札制度を導入をしていくというときに、その対象が何なのか、どの範囲なのかということだと思います。今回出してくださっているのは太陽光ということで限定をされているという理解をしていますが、それでいいのかどうかということと、つまり、ほかの電源は対象ではないんですねということがここでの確認ができるかどうかということと、それともう一つは、事務局からは住宅用は違うアプローチだということでしたけれども、じゃあ事業用それ以外は全部入札の対象になるのかどうかという点であります。

私は前々回、会合で申し上げましたように、日本のこのタイミングで、しかも諸外国の状況を見たときに、コストを下げるという意味で、今、入札制度を大規模に導入をするということについては消極的であります。いわゆる今、まさに滞留案件といいましょとか、未稼働案件を消していって、太陽光がどれだけこれから入っていくのかということの見通しを立てようとしているところで、特に多くの範囲の対象を入札にするときにどういうふうに枠を設定するのかという点については、非常に大きな難しさを抱えていると思います。

それから、諸外国の例、前回、もう申し上げましたのであれですけれども、やはりドイツも市場化しろというふうに言われて、試行的にやっている、しかも大規模限定で試行的にやっている状況であるとか、あるいは、コストが安くなっているかということ、必ずしもそうっていないと。ドイツもこれは試行錯誤で今やっている、まだ2回しか経験を持っていないながらも、試行錯誤でやっているということを考えますと、やはりかなり、入札に関してこの時点で入れることについて私は反対ですが、しかし、もし仮に入れる方向で議論をするとすると、試行的な位置づけとして慎重に行うことが必要だというふうに思います。その意味では、規模案件に関しては、太陽光の極めて大規模な案件に限定をして、そこからまず本当にこうした入札という形でコストを下げていけるのかどうか。それから、ほかの委員からもありましたけれども、特にやはりドイツのこの2回の経験を見ると、いわゆる地域型の電力等々が入札をできていないということを考えますと、特にどういう範囲でどういうふうにするかという点に、その地域型の発電事業に対する影響は非常に大きな可能性があるということも考えますと、やはりやるとしても、試行的かつ大規模限定でやるべきだというふうに思います。

そういう意味で、それが言いたかったことでありますが、特に今回出されている住宅用は外すということですが、もう一つやはりぜひ明確に外していただきたいと思うのは、ルーフトップ型の非住宅も対象からは外していただくのが望ましいと思います。これは冒頭、提案のところで事務局から、松山課長からもありましたけれども、やはり建築会社、それから住宅会社を含めて、省エネと一体型の再エネを使ったゼロ・エミッションの取り組みというのは非常に進んできているので、やはりそこに水を差さない、抑制をしないという意味でも、明確にそこは外すべきだというふうに思います。

入札にかかわって、すみません、ちょっと長くなって恐縮ですが、これも事務局へのご質問になりますけれども、どういう制度で入札をやるのか、これは制度的な方法であります。つまり、例えば対象範囲というのを誰が決めるのか、法律上どういうふうを書くのか。入札というのはある意味では大きなこれまでのFITの価格で調整をする形から枠も考えて調整をする形になると思いますので、そういう意味では大きな制度変化ですから、その対象が何で、どういうふうにするのかというのは、法令上やはりきちんと書く必要があると私は思います。今、誰が決めるのかという話をしましたが、やはり誰が決めるにしても、一定の枠というのを提供しないと、非常に裁量の大きな形になってしまうと思います。以上が入札、論点の3にかかわるところでございます。

あと、すみません、もうちょっとございますが、買い取り義務者の点でございますけれども、私も今回、事務局から出していただきました論点の4については賛成であります。特に②のところ、これは発言もさせていただきましたけれども、一定のやはり地域電力の取り組みというのを促進をする、抑制をしないという意味で、新規も含めてこうした発電小売の間の契約がある場合には、こういう形で小売に渡されるということが保証されるということは、非常に大事な提案をいただいているというふうに思っております。

その上で2つでございますが、一つは先ほど辰巳委員からあった点であります。送配電事業者が買う場合に、今回提示されているように、卸電力取引所に出していただくというのは、これは大原則として確認をしたいというふうに思います。特に、もしこれを法施行とともにこうした形で買い取り義務者を変更するということになると、発送電分離、法的分離に至ってない段階で行われることとなりますので、法令上、送配電事業者の中立性ということを明記をしていただきたいというふうに思います。

それから、2つ目でございますけれども、これはここでもそうですし、そのほかの再エネの制度全体にかかわってまいります。回避可能費用もそうですし、それから前々々回議論しましたフィード・イン・プレミアムの制度を将来的に考える上でもそうですし、それから、再エネだけでな

く、発電設備を持たない小売事業者が参入をしやすくしていくという、システム改革上の自由化の流れをどうやってきちんと保証していくかという点からもそうですが、卸電力市場をどう厚くしていくかということをきちんと位置づけて進めていただきたいと思います。ここにも何人か委員の先生方いらっしゃると思いますけれども、再エネだけ、つまり市場経由の引き渡しのところでFIT電気ばかり出てくるんじゃないかというのは私も懸念するところですが、逆に言いますと、FIT電気も市場に出してもらえけれども、ほかの電気もぜひ市場に出していただきたいという、市場を厚くする施策をきちんと位置づけていただきたいというふうに思っております。

それから、最後ではございますけれども、系統のところの論点整理で、多分、議論をしたのが必ずしも非常にコンパクトにまとめてくださっているのであらわれていないだけだと思うんですが、これは岩船委員も前回おっしゃいました。やはり情報公開を含めた出力制御が適切に、つまり、その制御の結果を公平に担保するだけではなくて、制御を、回避をきちんとできたかどうかというところも含めて、透明性が高い制度というものを議論の論点として提示があったと思いますので、それを反映していただきたいこと、それから、これは大山先生からあったと思いますけれども、特に先着優先とかマージンとか、現状のルール、特に広域融通の際に問題になるようなものも含めて、現状のルールの見直しというのがもう一つやはり重要な論点としてあるのではないかと思います。これは低圧託送の料金の設定についても同じだと、それの中に入れていただきたいと思っておりますけれども、系統周りの論点のところをぜひ報告書案のところでは以前出た論点を反映していただきたいというふうに思っております。

申しわけない、最後でございましてけれども、これまでの議論の中で、太陽光以外についてはほとんど促進をすべきというのが大体の論調だと思っておりますけれども、他方で、太陽光についてはコストを下げていくということも含めて、いろいろな制度の一種の見直しの対象になっていると思います。ぜひこれはここでの責任の一端でもあると思いますが、太陽光の将来像をどういうふうに考えるのかということをやはり示す必要があるのではないかと思います。一端は見えていっていると思っております、というのは、例えば住宅用、あるいは先ほどちょっと申し上げました非住宅でも、屋根置きのようないわゆる建築物や住宅と一体型のもの、地域の中に位置づくようなものというのは、恐らく間違いもなくこの中でも異論なく、太陽光の将来像、重要な分野であるということについては一致があると思います。どうもブレーキを踏むようなニュアンスで議論がされかねないと思っております、でもしかし、将来において太陽光の果たす役割というのを考えたときに、将来、しかしここでぜひやっぱり伸ばしていくんだという、将来像というのを示す必要があるのではないかと。これは報告書のところでぜひ反映をしていただけるといいなと思っております。

ます。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

松村委員、お願いします。

○松村委員

まず、今回の個々の論点の前に、資料1を見て若干残念に思っていることがあるのですが、大きな問題のかなりの部分が先送りという色が相当濃いなというのがとても残念です。今回、法律を改正してまでという、こういう状況であるのにもかかわらず、それでも間に合わないから多くのものが先送りになりそうな雰囲気なのですが、繰り返しているように、先送りにするということ自体は、合理性はあるけれど、それ自身も大きなコストを含んでいるんだということはきちんと認識する必要はあると思います。具体的な点については2つ後で申し上げます。

次、論点1に関してですが、小さな点で申しわけないのですが、認定後に求めること、遵守事項に書かれていることも、一つ一つもったものなのですが、これだけでは正直よくわからないのです。発電量を的確に計測すること、でも、これ、買い取り制度でキロワットアワーに応じてお金が払われているわけですから、当然どれだけ発電したかなんていうのは計測されているはずだし、把握されているはずなんです。これは恐らく言いたいことは、キロワットアワーだからいつ発電したかとかっていう情報自体はそんなに重要でないというか、支払いのときには必要でないのかもしれないけれども、そういう基礎的なデータというのもきちんと集めて、政策に生かしていきたいとかという、そういう意図があっただけこう書いているんだろうと思います。これだけではやっぱりよくわからないので、今後明らかにしていく必要があると思います。

それから、継続的・安定的に発電すること、気持ちはわかるんですが、これは固定価格買い取り制度ですから、発電しなければ当然収入がないわけですね。だから、設備補助金のようなもの場合には、補助金だけもらって動かさないなんていうことがあったら、けしからんじゃないかということはあるかもしれないけれど、設備補助金ではなく、発電することによって利益が得られるという制度のもとで、継続的・安定的に発電するインセンティブなんてあるに決まっているわけで、それに対してさらに遵守を求めて監視していくって、一体どういう意図なのかということをもう少し明らかにしないと、これを契機に過剰介入するつもりではないかという、痛くもない腹を探られかねないということなので、もう少しはっきりさせる必要があると思います。

次、論点3ですが、これは入札制を入れるというのは大きな改革で、これは大きな前進だと思います。その上で、上限価格というのを設けるということにもなると思いますし、あるいは、当

然入れないであろう余剰買い取りのような小さなところというのに関しては、入札以外のやり方でコストを抑制していくということになると思います。その際にトップランナー方式というのを考えていくということになると思いますが、ここについては厳格な査定をしていただきたい。査定というのは、単に事例を集めて、一番コストが低かったところでやるというのではなく、そもそもそのコストというのは、能率的なとか、効率的にやってもどうしてもこれだけかかるコストなのか、単に買い取り価格が高い結果として納入事業者から足元を見られて、それで国際的に見ても高い価格、吹っかけられているだけなのかということは考えていただきたい。トップランナーでも全ての人が吹っかけられていれば、それだけで査定しても十分な査定にはならないということになりますので、きちんとした査定というのが不可欠だと思います。

入札に関して、枠をはめるべきだ、裁量というのが拡大しないようにということを高村委員からのご指摘があったと思いますが、私はもしそのような観点が重要だとするならば、範囲はできるだけ広くすべきだと思います。太陽光に関して大規模なところ限定とかということをするれば、じゃどこまでの範囲、限定するのかというのがまさに裁量の問題になってしまうということですから、そのような裁量というのを働かせて、したがって、業界から働きかけだとかというのが強くあって、その結果、制度がゆがむなどということをしてしないようにするためには、できるだけ範囲を広くするというようにすべきだと思います。

それから、ペイ・アズ・ビッドとユニフォーム・プライスについては野村委員から正しくご指摘があったと思いますが、念のためにもう一度。ビッドカーブを所与としてペイ・アズ・ビッドだと、それだけ賦課金減らすますねというような安直な説明をする人がいるのですが、決してそのような安直な理由でペイ・アズ・ビッドを選ばないでいただきたい。当然、ペイ・アズ・ビッドを選べば、ユニフォーム・プライスを選んだときと入札行動が変わるので、当然ビッドのカーブが変わります。だから、そのビッドカーブを所与としてコストが削減できるなどという安直な議論をした結果として、その理由でペイ・アズ・ビッドを選ばないようにぜひお願いします。

次、同じ論点3の4のところ、関連情報の提供ということのタイトルで、関連情報の提供など、制度上の配慮を検討する必要なんです、このタイトル、関連情報の提供というのが正しいのか、制度上の配慮というのが正しいのかというのは結構大きな問題。つまり、関連情報を提供するというのは、重要なことではあるけれども、あんまり大したことじゃないんですよ。けれども、本当に制度上の配慮をするんなら、それがいいかどうかは別として、物すごく強力なものは、例えば入札の割合のうち一定割合は、こういう地産地消だとか小規模だとかという、そういうところを優遇するような枠を設ける。例えば、発着枠のようなものであるとするならば、新規参入者向けの枠というのを一定程度設けるとかって、そういうような先例もあるわけで、そういう強力

なことをやるのがいいかどうかは別として、この配慮というところにそこまで入っているのだとすると、入札制度でこういう問題があるんじゃないかと言われたことのかかなりの程度は解決するような気がする。しかし、そこまでは考えていない、タイトルだけ見るとそういうふうにも見えるので、これはどっちの性格なのかということを少し明らかにしていただければと思います。

次、論点4ですが、この3つの類型を設けるといのは、いろんな議論の経緯からしてもやむを得ないのかなという、あきらめが半分というところなんです。2のようなところが余りに拡大していくと、事実上1のところは骨抜きになってしまう。しかも、とても残念だと思っているのは、以前から言っていますが、この1の系統で、なおかつ環境価値だとかを配慮するような新たな入札制というのを導入してということをやっていたのですが、多分2が先行してしまって、そのような入札制に先立って2が入ってくると、その後からつくられるかもしれない新たな環境価値に対する入札制というのの価値が半減するとか、大きく低下するということになりかねない。こっちのほうが便利だから、もうこっちでというふうに安易に流れるということもあり得るのではないかと、懸念しています。その点で、2を導入するというのは、支持者が多かった。その支持者がメリットとして挙げた部分というのは、逆に禁止すればデメリットということなので、その点は十分理解していますから2を入れるのはやむを得ないと思うのですが、環境価値を1を通じて割りつけるということがおくれればおくれるほど、この2を入れたことの弊害が大きくなると思います。速やかな制度設計というのがぜひされるべきだと思います。

それから、この1の制度が導入される結果として、大量にFITの電源が市場に入ってきて価格が下がるというのは、論理的におかしいということは繰り返し言ったつもりなのですが、まだひよっとしたらその発想は残っているのかもしれない。ただ、いずれにせよ、大量に太陽光の発電が入ってくれば、不需求期の昼間の卸価格が下がるという現象は確かにあるでしょう。その下がって、回避可能原価が取引所価格ということになったら、そこが下がっちゃうんじゃないかと。賦課金、むしろその局面でふえちゃうんじゃないかという懸念があるというのは、確かにそのとおりだと思います。ただ一方で、回避可能原価というのは、電気の本来の価値ということを考えれば、やっぱり人為的にやるよりも取引所価格というのは極めて自然なやり方で、それは私は間違っていないと思います。問題は要するにフィード・イン・タリフの問題であり、価格が一定になっていて、回避可能原価が下がると、電気の価値が下がると賦課金がふえるという仕組み自身の問題だと。もし、それが本当に深刻な問題なら、フィード・イン・プレミアムを一刻も早く入れるべきだと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

一番最初にお話しされた論点1のところの発電事業の継続性にかかわるところは、多分、買い取り期間終了後というのも事務局は考えているんじゃないかと私は想像しました。というのは、資料1のほうでは、(1)と(2)分けていますが、この論点1のペーパーというのは、認定制度見直しにもかかわることですけれども、長期的な安定電源を可能とする仕組みにもかかわることだと私は思っています、恐らくそういうことだと思います。余計なことを言いましたが。

あと、ちょっと全体の発言いただいた後で事務局から、いろいろご質問等ありましたから、回答をいただきたいと思うんですが。

エネットの武田さん、どうぞ。

○武田オブザーバー

ありがとうございます。

ちょっとダブるかもしれませんが、2つほど、論点4と論点5について1点ずつ述べさせていただきます。

論点4については、送配電事業者が買い取って、卸電力取引所に一元的に流すという案を基本とするということが示されておりますが、いろんなFIT電源、特性を持ったFIT電源をきちんと流通させる、効率的に流通させるという観点と、それから、この特徴に書かれていますとおり、小売への配分が最も経済合理的であるということ、①の市場経由の引き渡しをぜひ基本に検討を進めて、詳細設計を行っていただきたいと思っております。この②も認めるということになっていて、ちょっと懸念しておるんですが、松村先生もおっしゃっていたとおり、こういう今述べました市場経由の引き渡しというメリットが、この②のほうが実質的に拡大することによって損なわれることのないように、十分配慮した制度設計をお願いしたいと思っております。

それから、論点5についてですが、RPSの認定設備の多くがFIT電源に既に移行しつつあるという現状を踏まえて、RPSを廃止してはどうかということですが、この件につきましては賛成したいと思います。多少細かい議論ですが、こういう廃止の移行の過程において、今、確実にこのRPSを実行するために、バンキング制度とって、翌年にきちんと繰り越して次の年の分の義務量に充てるという制度があつて、それを私どもも用いているわけですが、廃止の最後の年になりますと、そのバンキングが一体どうなるんだろうというのは多少心配になりますので、詳細な制度設計に当たっては、そのバンキングしたものが無駄にならないような制度設計をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、隣の経団連の長谷川さん、お願いいたします。

○長谷川オブザーバー

ありがとうございます。

今回、資料として出していただいた取りまとめにつきましては、これまでの議論を十分反映していると考えておりました、また、かねてから私どもで賦課金の負担抑制ということをお願いしておりましたけれども、基本的にその方向になっていると考えておりますので、全体として賛成でございます。

あと、本日、資料2として示された論点につきましても、同様の観点からぜひ賦課金抑制の観点からご検討あるいは制度設計をお願いできればというふうに思っております。ですが、また、その延長戦上で、賦課金減免制度につきましても、政府が責任を持って電力多消費産業にご配慮をいただくことが重要だというふうに考えております。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

ネームプレートを立てられた方は一通り発言が回ったんですが、後で発言する場合もあり得ますが。辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員 ありがとうございます。すみません。

1つだけなんですけれども、資料1の(2)の点なんですけれども、法的にはそんなことは決められないと思うんですけれども、やはりこの事業を行っていく上で、貸付銀行というのが存在するというふうに思うんですけれども、そういう銀行の審査をされるときに、やっぱり事業者というものを見ていかれるはずだというふうに思いますもので、そこの方たちの社会的な責任も大きいんじゃないか、つまり、いいかげんな事業者にお金を貸したというふうなことが起こるといことは、非常によくはないんじゃないかというふうに思いますもので、法には入れられないにしても、考え方として貸付銀行の側にも責任を負っていただくという、精神論になるかもしれませんが、ぜひ一文は欲しいなというふうに思います。

以上です。

○山地委員長

ほかには現段階で追加発言、ご希望は特によろしゅうございますか。

じゃ、ちょっと今までのところで事務局でご対応できるところを少しお答えいただきたいと思っております。

○松山新エネルギー対策課長

多岐にわたりましてご指摘いただき、ありがとうございます。いただきましたご指摘、踏まえまして、さらなる整理・検討をしてみたいと思います。幾つかご質問等もございましたので、全部触れられるかどうかわかりませんが回答してみたいと思います。

最初に辰巳委員からございましたご質問で、論点2について、先ほど委員長のほうからご回答がございましたが、役所のほうでやらせていただきたいと思っております。論点3の入札によって価格が高くなってしまわないかという懸念について申しますと、トップランナー制度と併せて入札方式とすることの趣旨について、口頭で申し上げましたけれども、先ほど松村委員からご指摘いただきましたように、実績ベースではなく、中長期目標を立てて、それを政策的に誘導していくためにあるべき姿としての政策的な価格づけということが必要かと思っております。その上限価格としてのトップランナー価格を設定した上で、さらに事業者間で競わせることによって、さらなる引き下げが可能であるエリアがあるだろうか、あるようであれば、そこでは入札方式の活用ということがあるのではないかと、そういう趣旨でございます。

また、辰巳委員からありましたように、送配電事業者が市場に出すかどうかというご質問がございまして、これはそういう選択でいくとすれば、市場に全量を出して相対先を探していくということと認識してございます。

また、岩船委員のほうから、インバランスの責任をどうするかというお話ございましたけれども、この②及び③の制度については、どういう形でルール化するかというところを今後詰めていく必要があるかと思っております。容量単位でキロワットで考えるべきか、それとも成型してアワーで考えていくべきかによって、インバランスのとり方も相当変わってくると思っております。ご指摘は非常にごもつともでございまして、先ほどもほかの先生からもご指摘がありましたけれども、それも踏まえながら詰めていきたいと考えております。

また、電事連八代オブザーバー等から話がありましたが、経過的な措置といえますか、既認定案件の対応について、適切な対応が必要になることとございますけれども、先ほど電事連のほうからご提案、問題提起がございましたように、役所のサイドでできる限りの周知徹底をやってまいりますとともに、恐らく入札であれ契約であれ、結局このプロセスがうまく円滑にしっかりと準備をして進めていくことが大変重要だと思っております。役所のサイドも最大限、できる限りの協力・対応策を考えていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思っております。

また、高村委員のほうから、入札についてどういうものを入札対象にしていくかということがありました。この対象をどうするかは、先ほど松村委員からもご指摘がございましたし、また、

ご意見お聞きしながらこれからさらに検討していくことになるかと思えますけれども、何がしかの形で法令の中では条件を考えて整理していくことが必要になってくるかと思えます。これを法律上規定することになるのか、政省令の運用の世界になるのかはありますが、何かしらの基準をつくっていくということ。その際に、むしろ国会での話になりますが、現状では調達価格算定委員会でご審議いただいて、国で決めていくということになるわけですが、どういう仕組みが望ましいのか。何かしらの形で第三者の方々にご審議をいただきながら、国会との関係も考えて決めていくという形になるのではないかと考えてございます。

また、松村委員のほうからございました地域の関連情報の提供の話でございますけれども、なかなか悩ましいところを率直にご指摘頂戴したところでございまして、私どもも、ここは悩んでいるところでございます。地域を優先させていくという考え方から考えていきますと、地域枠のようなことをつくっていくのが一つの考え方ではありますが、他方で、なぜ地域なのかという論点もございまして。コストとして考えていくべきか、それとも地域創生という観点でこの再エネというものを考えていくべきかというところの議論かと思っております。ここは、この後でもご意見頂戴できればと思っているわけですが、今ここで書きました趣旨は、地域枠という形で枠取りをするという形ではなく、何がしかの形で様々な方々が、資本の規模や過去の事業の実施実績ということにかかわらず、参入していきながら進めていくことができないものだろうか。以前、コスト周りのあり方で申し上げました、実際に投資をされる方々ということではなく、金の出向きというよりも、それを請け負って実施される方々の施行能力というところに大きな差があり、そこが適切な方々をご紹介します、プロジェクトメイクをできるのであれば、そういう方々と一緒にやりながら、安いコスト効率的なものを実施できるのかもしれない。様々な情報が各地域地域に眠っている面がございますから、そういうものへのアクセスも非常に大きな論点かと思っております。そういう趣旨で、地域の関連情報の提供ということは、一つのアプローチかご提起したところでございまして、この辺もまたご意見頂戴できればと思っているところでございます。

その他、様々にご指摘を頂戴したところでございますので、これからさらにまとめに入って議論を深めていくに当たりましては、ご指摘を踏まえ、進めてまいりたいと思っております。

○山地委員長

藤木部長のほうは特に追加はよろしいですか。

とりあえずのレスポンスがあったわけですが、これを踏まえてさらに何かご発言、ご希望がありましたらお受けしますが、よろしいですか。岩船委員、どうぞ。

○岩船委員

私、今のお話を伺っていて思ったんですけれども、地域のというのはどういう定義なのかというのを明確にしていただけないかなと。私、そういう地域案件みたいなのをちょっと審査するようなところにも少しかかわっているんですけれども、例えば自治体の土地を使って、土地代払っているから地域に貢献しているとか、自治会に寄附しているとか、そういうケースもあります。そういうものも地域案件に含まれてしまうのか、それとも、新電力が自治体で起こっている、そういうレベルの話なのかとか、その地域案件という定義がいま一つわからなくて、どこから助けてあげるべきなのかとか、そのあたりがあいまいで、その議論がないまま進めてしまうと、みんな救わなきゃいけないになってしまう気がします。

以上です。

○藤木省エネルギー・新エネルギー部長

おっしゃるとおりでありまして、松村先生もおっしゃったように、制度的に枠をつくる、或いは明確にゲタを履かせるという運用をするに当たっては、どこかでラインを引かなければならず、そのラインが明確に引けるものなのかどうなのかということは、当然、制度設計に大きく関わってくる問題だと思っております。その意味では、関連情報の提供などとやや腰の引けたことを書いているのはまさにそういうことでありまして、そういうソフトなサービスは色々でき、その充実ということはあると思いますが、更に制度化して、枠をつくる、ゲタを履かせるというようなことまで可能なのかどうなのかということについては、更に詰めていかないといけないと思っております。まさに岩船先生のご指摘のとおりだと思っております。

○山地委員長

ほかによろしゅうございますか。

きょうはまた少しは時間の余裕があると思っているんですけれども、油断するとだんだん厳しくなったりしますが。

私の少し皆さんのご意見を伺っている感想を申し上げますと、資料1の制度改革に向けた論点のまとめの骨子については、ちょっと後回しにしているような、先送りにしているような部分もあるというコメントもあって、私もそういう感覚はありますが、方向としては合意されているんじゃないか、支持されているんじゃないかという感じを受けました。特に、系統安定にかかわる費用、いろんな費用がありますけれども、その情報の公開とか、あるいはその負担方式、これはインバランスの清算なんかもありますし、それから出力制御の問題も残っていて、これは電力システム改革とも絡んでいくところで、先送りでもないんだけど、ここでなかなか決められないな、決められないなとか詰められないなというふうなことを私は考えました。

あと、入札に関する具体的な対象をどうするかとか、条件設定に関しても、今も議論がありま

したが、入札という方向に対する支持はある。だから、もちろんそれに当たらないものもあるということは書いてあるんですが、じゃ入札を具体的にどうやるかということに関しては、まだまだ詰めていくことが残っていると。

あと、太陽電池の将来像という話もありましたが、長期をどう見るか、これもある意味、長期を見通したというポイントの項目はあるんですが、それも比較的長期というのともっと長期というのが多分あって、そもそも開発に長期を要する再生可能エネルギー電源があって、そっちのほうはできるだけ予見性を高めよう。この予見性の中には、買い取り価格の予見性もあるけれども、系統接続、それに伴うコスト、そっちのほうの予見性も必要だろうと。そこまではわかっていても、じゃあ具体的にどういうふうに詰めていくかはまだ今後の議論。ただ、方向性としては、私は多分、資料1のとおり、まとめの方向性で皆さん、合意というのはきつい言葉ですけども、納得されているんじゃないかと思います。

それから、個別の論点の資料2のほうは、もう、だからそういう意味では、大体方向としてはそれでいいねという声が多かったと思いますが、やっぱり私が一番難しいなと思ったのは、論点2の既に認定されたやつをこの新認定に持っていくときにどう扱うかということだと思いますね。やっぱりそこは結局、系統接続の契約を担当するのは、いわゆる送配電部門を持っている電力会社さんが当事者なんだけれども、電力会社さんはじゃあそういう認定対象がどれぐらいあるのかという、実態をもう一つきちんと正確にはつかめていない。そこはお役所のほうはお持ちだと。やっぱり当然ここの迅速な実施などの取り組みを求めるといふなら、それに対する配慮、支援をしていくということが必要ななと思っています。

あと、この問題は、やっぱり時間が限られていると思います。つまり、これは法改正をして、来年の国会に出して、成立して、施行するということを考えると、恐らく、これは国会のことだからタイミングはわかんないにしても、速やかにといっても5月とか6月、5月ぐらいなんですかね。施行を翌年の4月からとなると、準備期間は1年切っているわけですから、その範囲で本当にできるのかどうか。やっぱりいろいろシミュレーションをやって、何をすべきか、ここはきちんと考えるポイントだと思っておりますので、ぜひ詰めていただきたいと思います。

余裕があると思って余計なことを言ってしまったんですが、私のこれは皆さんの議論を聞いていての感想でございます。

特にほかにご発言、ご希望ございませんでしょうか。

実は、安念委員がおくれて来られるという予定で、11時15分ごろ来られるとのことでした。その時間は過ぎているんですが、終わった後、来られるとまことに申しわけないんですが、またご意見はお伺いするというので、大体きょうの意見も尽きたようでありますから、このあたりで

締めたいと思います。

毎度のことながら大変有意義なご意見をいただき、ありがとうございました。

いつも申し上げますが、次回はございます。次回の日程につきましては、事務局から別途お知らせということでございます。

それでは、本日の会合はこれで終了します。どうもありがとうございました。

— 了 —